

シャトルバス運行助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 一般社団法人宇部観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、コンベンションの開催により、宇部市への経済波及効果をもたらし、地域の活性化を図ることを目的に、本市でコンベンションを開催する主催者に対して予算の範囲内において、シャトルバス運行助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「コンベンション」とは、学会・大会・会議及びスポーツ大会又はこれらに準ずるものをいう。

(交付対象)

第3条 助成金の交付対象は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものをいう。ただし、一般社団法人宇部観光コンベンション協会会長（以下「会長」という。）が交付対象として特に認める場合はこの限りでない。

- (1) コンベンション開催助成金交付決定者で、主会場が市内の場合は、延べ150人以上の参加が見込まれ、かつ参加者の内延べ50人以上の市内宿泊があるもの。また、市外が主会場で、市内に分科会等会場がある場合は、市内に50人以上の宿泊があるもの。
- (2) 宇部市内のバス運行会社を利用。
- (3) 市内が主会場の場合は、2以上の開催会場間、J R宇部線各駅又は山口宇部空港と主会場又は宿泊施設間及び主会場又は分科会場と宿泊施設間並びに主会場又は分科会場から市内懇親会場へのシャトルバスの運行。ただし、J R宇部線各駅又は山口宇部空港を起点又は終点とする利用はコンベンション開催の初日及び最終日とする。
- (4) 市外が主会場の場合は、主会場と市内分科会場又は市内宿泊施設及び市内分科会場から市内懇親会場へのシャトルバスの運行。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、シャトルバス運行にかかる経費の3分の2とし、300千円を限度とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするコンベンション主催者（以下「主催者」という。）は、コンベンション開催の1か月前までにあらかじめシャトルバス運行助成金交付申請書（様式第1号）を会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要と認めたときは、当該期限を変更することができる。

(助成金の交付決定及び通知)

第6条 会長は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金の交付決定を行い、シャトルバス運行助成金交付決定通知書（様式第2号）により主催者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により助成金交付の決定を受けた者は、交付決定後においてその事業内容を変更又は中止する場合には、シャトルバス運行助成金交付変更申請書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の変更申請が助成金交付決定後に行われ、かつ、審査の結果、助成金交付決定額に変更が生じた場合には、シャトルバス運行助成金交付決定変更通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第8条 主催者は、コンベンションが終了したときは、シャトルバス運行助成金交付実績報告書兼請求書(様式第5号)を速やかに会長に提出しなければならない。

(助成金額の確定及び交付)

第9条 会長は、前条の実績報告書兼請求書を受理したときは、当該報告書を調査し、報告に係わる成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付する助成金の額を確定し、シャトルバス運行助成金交付通知書(様式第6号)により主催者に通知し、助成金を交付するものとする。

(助成金交付の取消し及び返還請求)

第10条 会長は、主催者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めるときは、助成金の交付額を減額し、又は助成金を交付しないことができる。

2 助成金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めるときは、交付した助成金の一部又は全部の返還を請求することができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。